

資料No. 3

江田島市公共交通協議会
令和 6 年 3 月 1 2 日

令和 5 年度江田島市公共交通支援補助金について

1 趣旨

国の地方創生臨時交付金を活用して、地域に不可欠な交通手段を確保するため交通事業者が実施した利用促進の取組に対し、その経費を支援するため、「江田島市公共交通支援補助金」を令和 5 年度も継続して実施する。

2 支援事業

事業名	令和 5 年度江田島市公共交通支援補助金
対象期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
対象者	<ul style="list-style-type: none">本市を発着点とする定期航路を運航する航路事業者本市で定期路線を運行するバス事業者本市に営業所を置くタクシー事業者
交付対象事業	次に掲げる事業に要した経費を補助（補助率 10/10）。 ※定期航路及び定期路線以外での事業も対象 (1)利用促進支援事業 減少した乗客の回復を図るための取組に要する経費が対象 (例)企画切符の販売、イベント・キャンペーンの実施、キャッシュレス決済の導入、デリバリーサービスの導入、Wi-Fi 導入、新事業の PR (WEB・チラシ作成)、観光客の増加が期待できる事業、乗客のサービス向上につながる環境整備
補助額	(1) 航路事業者 1 事業者当たりの基本額 1 0 0 万円に本市を発着点とする運航船舶 1 隻につき 1 0 又は 2 0 万円を加算した額上限 <ul style="list-style-type: none">旅客船（高速船を含む。）： 1 0 万円フェリー： 2 0 万円 (2) バス事業者 1 事業者当たり基本額 1 0 0 万円に運行車両 1 両（貸切バス及びスクールバスを含む。）につき 1 0 万円を加算した額が上限 (3) タクシー事業者 1 事業者当たりの基本額 3 0 万円に運行車両 1 両につき 2 万円を加算した額が上限
予算額	1 3, 5 8 0 千円